

茶屋四郎次郎記念学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、茶屋四郎次郎記念学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、あらゆる分野の学問の研究を奨め、その発展に寄与し、日本のみならず世界中の優秀な研究者を養成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際ヒューマンサービスに関する研究
- (2) 会員の研究促進を目的とする年次大会および各種委員会の開催
- (3) 公開講演会の開催
- (4) 内外における諸関係団体との連絡および協力
- (5) 機関紙およびその他刊行物の発行
- (6) 国内外の主要大学、大学院及び各種研究機関との連携による学問の研究促進
- (7) 研究者を養成するための学術論文の審査
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 本会の会員は、正会員、名誉会員、賛助会員および準会員とする。

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号に定める要件を備えた者とする。

- (1) 正会員は、国内外の主要大学、大学院及び各種研究機関で研究を行う者で、理事会の承認を得た者とする。
- (2) 名誉会員は、本会に多大な貢献のあった者で、理事会が推薦し、次の総会の承認を得た者とする。
- (3) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人および団体とする。
- (4) 準会員は、やがて正会員となる要件を備え、本会の趣旨に賛同する学生を含むその他個人とする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、退会届を本会の会長に提出しなければならない。

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、会長は総会の決議を経て、これを除名とすることができる。

- (1) 会費を3年以上滞納し、督促しても納入しない時。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった時。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以内
- (3) 理事 10名以上20名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 理事は、総会において会員の中より選出する。

- 2 会長および副会長は、理事会において理事の中より選出する。
- 3 監事は、会長が正会員の中より、理事会の承認を得て選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了といえども、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故もしくは欠けた場合、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の業務を分担執行するほか、理事会の構成員となる。
- 4 監事は、本会の業務および会計を監査する。

(顧問)

第12条 会長は、理事会の承認を得て、本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長の求めに応じて本会の会議等に参加し、意見を述べることができる。

第4章 会 議

(総会)

第13条 総会は、本会の正会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎事業年度終了後に開催する。
- 3 会長が必要と認めるとき、または会員の三分の一以上の請求があるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 事業計画および予算の決定
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

(議決)

第15条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 総会の議事は、議事録を作成し、議長および議長の指名する役員1名が書名押印したうえで、これを保存しなければならない。

(理事会)

第17条 理事会は、正副会長および理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ随時開催する。
- 3 理事会は、理事現在数の二分の一以上の出席がなければ成立しない。ただし、あらかじめ委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。

(理事会の審議事項)

第18条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議する議案の策定
 - (2) 総会において委任された事項
 - (3) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 理事会の議事は、議事録を作成し、議長および議長の指名する役員1名が書名押印したうえで、これを保存しなければならない。

(理事会にかかる交通費)

第 19 条 理事会にかかる交通費は、実費相当額をもって支弁する。

第 5 章 委員会・事務局

(委員会)

第 20 条 本会の事業を円滑に運営する為に、本会に委員会を設置することができる。

2 委員会は、会長が理事会の議決を経て、これを設置または廃止することができる。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員会にかかる交通費)

第 21 条 委員会にかかる交通費は、実費相当額をもって支弁する。

(事務局)

第 22 条 本会の事務を処理させるため、本会に事務局をおく。

2 事務局長は、会長が任命する。

第 6 章 会 計

(経費)

第 23 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(決算)

第 24 条 本会の収支決算は、監査を経たうえ当該年度の定時総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第 25 条 会員の年次会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員は、8,000 円とする。

(2) 賛助会員は、一口 10,000 円とする。

(3) 学生を含む準会員の年次会費は、4,000 円とする。

(4) 名誉会員からは、会費を徴収しない。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了する。

第7章 雑 則

(委任)

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

(附則)

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

(附則)

本会の事務局を、理学・作業名古屋専門学校内におく。

(附則)

この改正は、令和1年12月10日より施行する。

(附則)

この改正は、令和3年3月7日より施行する。